

市第24号議案 横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正

1 趣旨

水道法施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、横浜市が設置する専用水道^{※1}の水道技術管理者^{※2}の資格要件等を改めるため、「横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例」（以下「条例」という。）の一部を改正します。

《参考1》

※1 専用水道…大規模施設に給水するための水道施設

（本市が設置する専用水道施設（計3施設）

- ①資源循環局保土ヶ谷工場（保土ヶ谷区）、②市営住宅 谷津田原ハイツ（緑区）
③横浜市立よこはま動物園ズーラシア（旭区）

※2 水道技術管理者…水道施設の設備点検や水質検査等の実施、管理監督を行う者

2 改正の概要

(1) 履修科目・実務従事経験年数の見直し

大学の土木工学科（又はこれに相当する課程）における履修科目の規定を廃止するとともに、その場合に必要な実務従事経験年数を一律「3年以上」に見直します。

《参考2》政令の改正概要

	旧		新
課程	大学の土木工学科（又はこれに相当する課程）		同左
履修科目	衛生工学若しくは水道工学に関する学科目	左記以外の学科目	修めた履修科目に関わらず
実務従事経験年数	2年以上	3年以上	3年以上

(2) 実務従事経験年数が緩和される対象施設の見直し

読み替え規定において、必要な実務従事経験年数が通常半分に緩和される対象施設を、一日最大給水量が「1,000立方メートル以下」の専用水道から「10,000立方メートル以下」まで拡大します。

(3) 文言の整理

「学科目」の文言を「課程」に改めるなどの改正を行います。

3 施行予定日

令和7年4月1日

横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 80 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第 3 条 横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正 7 年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) （本文省略）</p> <p>(4) （本文省略）</p> <p>(5) 第 1 号、第 3 号又は前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、第 3 号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については 6 年以上、前号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務又は水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第 9 条各号及び第14条各号の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</p> <p>2 1 日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第 1 号中「2年」とあるのは「1年」と、同項第 2 号中「3年」とあるのは「1年6箇月」と、同項第 3 号中「5年」とあるのは「2年6箇月」と、同項第 4 号中「7年」とあるのは「3年6箇月」と、同項第 5 号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第 6 号中「10年」とあるのは「5年」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第 3 条 横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く（削除）。）（削除） （削除） 又は旧大学令（大正 7 年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（削除）</p> <p>(2) （本文省略）</p> <p>(3) （本文省略）</p> <p>(4) 前 3 号（削除）に規定する学校において（削除）工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、第 2 号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については 6 年以上、前号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 10年以上（削除）水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）（削除）第14条各号の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</p> <p>2 1 日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道については、前項第 1 号中（削除）「3年」とあるのは「1年6箇月」と、同項第 2 号中「5年」とあるのは「2年6箇月」と、同項第 3 号中「7年」とあるのは「3年6箇月」と、同項第 4 号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第 5 号中「10年」とあるのは「5年」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>